

令和2年関川村議会5月（第3回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和2年5月14日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
 - 第 3 議案第35号 関川村税条例の一部を改正する条例
 - 第 4 議案第36号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 第 5 議案第37号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第38号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第39号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第40号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第2号）
 - 第 9 議案第41号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
 - 第 3 議案第35号 関川村税条例の一部を改正する条例
 - 第 4 議案第36号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 第 5 議案第37号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第38号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第39号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第40号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第2号）
 - 第 9 議案第41号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
-

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤	弘 君
副 村 長	宮 島	克 己 君
総務政策課長	野 本	誠 君
住民税務課長	渡 邊	浩 一 君
健康福祉課長	佐 藤	充 代 君
住民税務課参事	須 貝	博 子 君
観光地域政策室長	大 島	祐 治 君

○事務局職員出席者

総務政策課主任	石 山	洋 介
主 幹	渡 辺	め ぐ 美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和2年関川村議会5月第3回臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみに議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、鈴木紀夫さん、4番、伊藤敏哉さんを指名します。

日程第2、議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日、臨時会議をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

政府では、新型コロナウイルスの緊急事態宣言について、本県を含む39の県で解除することを本日決定するとの情報がなされておりますが、村としましては、新潟県と歩調を合わせながら、感染症予防最優先としながらも、ゆ〜むやど〜むなどの村有施設の利用制限を5月16日から緩和して、一部再開することとしました。

感染症リスクの分散対策としまして、小学校、中学校の登下校バスをそれぞれに分けて登下校させる対応を5月11日から行っております。また、下関保育園につきましては、村民会館の会議室を利用しての分散保育を5月18日月曜日から6月30日まで行うこととされているところでございます。

引き続きコロナ対策につきましては、村議会議員の皆様、村民の皆様にはご理解とご協力をお願いしたいと思います。

さて、上程いたしました議案第34号は、関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条

例でございます。

これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されまして、名称も、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へ改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第35号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、議案第35号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第35号は、関川村税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、中小事業者の固定資産税軽減措置など、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を中心とした地方税法の一部改正に伴い、村の条例を改正するものでございます。

詳しくは住民税務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 議案第35号 関川村税条例の一部を改正する条例について説明申し

上げます。

今回の改正は、令和2年3月31日及び4月30日に公布された地方税法の一部改正などに伴い、村の条例を改正するものです。

最初に、4月30日に公布された地方税法の一部改正などによる新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について説明させていただきます。

お配りした緑色の用紙で、右上に議案第35号関川村税条例の一部を改正する条例説明資料とあるものをご覧ください。

こちらは、地方税法の一部を改正する法律の概要で、総務省の資料になります。

1の徴収の猶予制度の特例については、令和2年2月以降の収入に相当の減少があった場合、無担保かつ延滞金なしで1年間納期を延長し、徴収を猶予出来る特例を設けるものです。

2の固定資産税については、1つに、中小事業者等が所有する固定資産税等の軽減措置で、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上げが、前年同期と比べて、こちらの表にありますように、減少したものに対して、令和3年度課税の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を減免するものであります。令和3年度課税の減免措置でありますけれども、1の徴収猶予で1年間納期を先送りするということと組み合わせることにより、実質的には令和2年度に減免することと同じこととなります。

2つ目の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充については、生産性向上特別措置法により、村が作成した計画に基づき行われた中小企業の設備投資に一定の事業用家屋及び構築物を加えるというものでございます。

3の自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長については、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減するという特別措置の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。

なお、この2と3の措置により減収となった分につきましては、国の交付金により全額補填される予定となっております。

4のその他につきましては、住宅ローン控除などの適用要件の弾力化の対応やイベントを中止などした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応などとなります。

それでは、議案の新旧対照表1ページをご覧ください。

今回は新元号の対応なども行っておりますが、主要なものについてご説明させていただきます。

最初に、第1条による改正は、令和2年4月1日から適用するものです。

第25条の3の2及び第25条の3の3につきましては、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、「その旨」の記載を不要にするというものです。

次に、3ページをご覧ください。

第41条第5項は新設でございますが、調査を尽くしても固定資産税の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することが出来るようにするというものでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

第62条の3も新設でございます。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における相続人などの現所有者に対して、氏名や住所など必要な事項を申告させることが出来るようにするというものです。

次に、18ページをご覧ください。

ここから第2条による改正になります。この第2条による改正は、公布の日から施行するもので、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に対応出来るようにするものです。

先ほどご説明させていただいた緑の紙の資料と一緒にご覧いただきたいと思いますが、附則第9条は、説明資料2、固定資産税の措置に対応させるものでございます。

附則第9条の2第2項は、説明資料の2、固定資産税の2つ目の二重丸の措置について、事業用家屋及び構築物について、最初の3年間の固定資産税の割合を村ではゼロにするというものでございます。

附則第14条の2は、説明資料3の軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長に対応させるものでございます。6カ月間延長して、令和3年3月31日まで取得したものを1%分軽減するというものでございます。

附則第23条は、説明資料1の徴収猶予制度の特例に対しての手續を定めるものでございます。

次に、19ページをご覧ください。

ここからは3条による改正になります。この3条による改正は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

第83条は、軽量な葉巻たばこの課税方法について2段階で改正するものです。

第1段階として、令和2年10月1日から、0.7グラム未満の葉巻たばこについて、重量比例課税から本数課税として0.7本の紙巻きたばことみなして課税するというものでございます。

続いて、20ページをご覧ください。

こちらからは第4条による改正になります。第4条による改正は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

第13条及び第22条の2については、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しを行い、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有する単身者について同一の控除を適用するとともに、人的非課税措置についてもひとり親を対象とするものです。

次に、23ページをご覧ください。

附則第9条からは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に対応するものです。また、緑色の資料と一緒にご覧いただきたいと思います。

附則第24条は、説明資料4、その他の3つ目の丸でございますが、イベントの中止などによる払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税の対応となっております。

附則第25条は、説明資料4、その他の1つ目の丸、住宅ローン控除の弾力化に係る個人住民税の対応でございます。

続いて、25ページをご覧ください。

ここからは第5条による改正になりまして、第5条による改正は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する翌年の1月1日から施行するもので、低未利用土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設と、それに伴う所要の措置に対応させるものでございます。

続いて、26ページをご覧ください。

第6条による改正は、令和3年4月1日から施行するもので、令和元年6月に改正を行いました第15条第5項について、新元号に対応させるというものでございます。

27ページをご覧ください。

第7条による改正は、令和3年10月1日から施行するものです。

第83条は、軽量の葉巻たばこの課税方式の改正第2段階目となります。令和2年10月1日から0.7グラム未満の葉巻たばこについて、重量比例課税から本数課税として0.7本の紙巻きたばこことみなして課税することとしておりますが、令和3年10月1日からは、1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本とみなして課税するというものでございます。

続いて、第8条による改正は、令和4年4月1日から施行するもので、国の法人税における連結納税制度の見直しに伴う村の法人住民税の対応を行うとともに、法律の条項ずれに対応するものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、高橋さん。（「4番ですね」の声あり）伊藤さん。もう一回押してください。はい、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今ほどご説明ありました、この緑の資料つけていただきまして、大変分かりやすく、ありがとうございました。この中で、大きな2番の固定資産税のところの1つ目なんですけれども、中小事業者等が所有するというこの軽減措置なんですけれども、関川村には中小事業者というものに該当する事業所のおおむねの数で結構ですので、分かりましたら教えていただきたいのと、これら幾つかの制度が新設されるわけなんですけれども、まだ村のほうではどのぐらいの申請

があるかというなのは、まだかとは思うんですけども、そういう想定などございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 中小事業者の数については、ちょっと手元に資料がないためにお答え出来ないんですけども、この中小事業者等となっております、この「等」には個人事業主も含まれるということでございますので、村内でも相当の事業者というところではいるのかなというところがございます。

なお、こちらのほうの軽減措置の見込みということでございますけれども、そちらについても、きちんと何かで試算というものではございませんが、この特例措置、1の猶予の特例措置につきまして、この特例措置がない場合ですと、現在の条例におきまして、担保ですとか、延滞金がかかる形ではありますけれども、1年間徴収を猶予するというものがございます。ここにもありますように、今年の2月から猶予の対象にするということになっておりまして、反対に、もう納税してしまったものについては、猶予して還付払戻しをするというような、そんな措置はされないということでございまして、4月30日納期の固定資産税、第1期の納期あったんですけども、それに対しまして、3件の事業者の方から猶予の申請がありまして猶予しております。今度、この1の特例措置が本日承認いただければ、今度、この特例措置に変えてまた再申請していただくことによりまして、この無担保かつ延滞金なしということに切り替わるようになっております。先ほど説明申し上げましたように、この2の一番最初の二重丸のもの組み合わせることによりまして、今年度の減免行ったものと同じような形になるというところがございますので、そういったところを見越して、その3件の事業者は申請しているというようなどころでございまして、現状といえましょうか、ちょっと質問の答え、見込みというところでは試算しておりませんが、そういった状況であるということで答弁に代えさせていただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤です。

ありがとうございました。

コロナウイルス対策の初めての改正案ということだと思いますし、いずれ村でも、何ていうんですか、取りまとめる時期が来ると思うんですけども、そのときになりましたら、議会の機会でもいいですし、何かの機会に、村ではこのコロナ対策でどのぐらい申請あって、どのぐらい対処になりましたとか、そういう実績を教えてもらう機会をお願い出来ればと思いますので、念頭に置いていただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

3 ページの第41条第5項、新しく加えられた条文なんですけれども、この中で、土地の所有者が不明である場合は使用者が固定資産税を支払うと、そういうことをうたわれていますけれども、使用期間っていうのはないんですか。例えば、何年以上それを使用した場合とか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 特にその使用期間という定めはないような形であります。

○議長（渡邊秀雄君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） ということは、偶然、仮住まいとして借りた場合、そういう場合でも対応するわけです、その期間だけは。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） こちらのほうが、相続人が不明の場合というところですので、何と云えばよろしいでしょう、そういう貸借契約とか結んでいるという、そういう前提もないようなところになってくるのかなとは思われますけれども、ちょっと細かいところまではまだ把握していない形ではございますけれども、こちらのほうは、相続がされない土地が最近増えてきている、その問題に対して、実際使っている使用者に課税出来るようにするというような、そのような改正ということになっておりますので、お願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） ということは、所有者が不明であれば、使用者も使用出来ないわけですよね。誰から借りたのか分かんないんだから。所有者があつて、それをまず借りるわけですから、所有者が不明であれば使用者も勝手に使うってことは出来ないわけですから。その辺はどういうふうになっているのか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 私も細かく想定はしていないんですけれども、私の解釈しているところで、村内の状況でちょっと当てはめた場合に、例えば、過去に土地の交換を行ったりして登記を済ませていないと。ただ、実際の登記簿上の所有者が亡くなってしまって相続人がいないという場合に、特別契約書は交わしていないんでしょうけれども、その土地を使っていますよと。例えば、建物を建てて、住まいとか、車庫とかで使っていますよというものがあれば、契約がなくてもそういった使用者に対して課税出来るというようなことになるのかなというふうに解釈しております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。伝さん。

○9番（伝 信男君） 今後心配されるのは、空き家が結構増えてきているわけです。その辺は村で空き家バンクなんてやっているけれども、そういう、例えば、空き家だった場合、いずれもう何か所有者が不明になるような可能性あるのであれば、その辺を引き継ぐ必要も出てくるんじゃないかなと思うんです、その空き家バンクのほうで。それはどういう考えですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伝議員の今おっしゃった意味なんです、空き家バンクを引き継ぐっていうのは、それは村が引き継ぐっていうことなんでしょうか。ちょっと私理解が出来なかったところなんです。

○議長（渡邊秀雄君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 今、村のほうで空き家を登録しているわけでしょう。そんな中で、そのままほったらかしにしておく、いずれ所有者が不明になる可能性もあるんじゃないかなということ、で心配しているわけです。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 空き家については実態調査をしまして、その空き家について今後どうするのか、持ちたいのか、売却したいのかって、そういう調査もしておりますので、それを生かせるものは生かす、あるいは、処分するのであればその所有者が処分をしてもらえるような、特定空家にならないような指導をこれからもしていきたいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第36号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第36号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第36号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正をするものでございます。

詳しくは住民税務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 議案第36号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正などに伴い、村の条例を改正するものでございます。

第3条につきましては、課税限度額及び介護納付金賦課額の引上げでございます。

第11条につきましては、軽減判定所得の見直しで、令和2年4月1日から適用するものでございます。

お配りいたしましたピンクの横長の用紙で、右下に議案第36号関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料とあるものをご覧ください。

2の制度の内容において、グラフを使って現行と改正後の比較を記載してあります。

第3条の課税限度額及び介護納付金賦課額の引上げについては、グラフの上のほうにあります点線で囲まれた部分になります。基礎課税額における課税限度額を現行の61万円から63万円に、介護納付金賦課額を現行の16万円から17万円に引き上げるというものでございます。これによりまして、高所得者層により多くの負担を求めることとなりますが、中間所得層に配慮した保険税の設定がしやすくなるというものでございます。

第11条の軽減判定所得の見直しについては、グラフの下のほうにあります点線で囲まれた部分になります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるというものでございます。これは、経済動向などを踏まえ、この軽減を受けている世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けられるようにするというものでございます。

また、新旧対照表に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

附則第6項、第7項については、低未利用土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う改正で、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第37号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第5、議案第37号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第37号は、関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、広域連合で行っております後期高齢者医療におきまして、新型コロナウイルスに感染し、労務に服することが出来ない場合などに傷病手当金を支給することとなりました。これに伴い、第2条の村が行う事務の第2号に、傷病手当金の支給に関する申請の受付事務を加えるものでございます。

以上です。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第38号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第6、議案第38号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第38号は、関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは、議案第37号で触れました後期高齢者医療と同様に、国民健康保険についても傷病手当を支給するための条例改正であります。

詳細を健康福祉課長に説明をさせます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、説明させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、労働者が感染した場合、発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含みますが、休みやすい環境を整備することを目的といたしまして、傷病手当金の支給を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

これにつきましては、国の緊急的、特例的な措置といたしまして、令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のために労務に服することが出来ない期間、入院が継続される場合等は最長1年6カ月までとなります。これにつきましては、当該支給に要した費用につきまして財政支援が行われます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

第8条でございますが、傷病手当金の支給要件でございます。

第1項は、対象者及び対象期間でございます。給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または、発熱等の症状があり感染が疑われるときに限り、労務に服することが出来なくなった日から起算しまして3日を経過した日から労務に服することが出来ない期間となります。

第2項でございますが、傷病手当金の額です。

次のページをご覧ください。

傷病手当金の額は、1日につき、直近の3カ月間の給与収入の1日の平均額の3分の2に相当する額となります。ただし、一定の上限額がございます。

第3項でございます。支給期間でございますが、支給を始めた日から起算しまして最長1年6月となります。

第8条の2及び第8条の3につきましては、傷病手当金と給与等の調整でございます。

この条例は、公布の日から施行いたしまして、第8条から第8条の3までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第39号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第39号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第39号は、関川村介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは、令和元年10月の消費税10%への引上げに合わせ、保険料軽減措置の一部が実施されています。令和2年4月から保険料軽減の完全実施を行うこととなり、具体的な軽減に係る基準が示されましたので、これを踏まえて条例の一部を改正するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、説明させていただきます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正によりまして、消費税を活用して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施されております。令和元年10月の消費税10%への引上げに合わせまして、保険料軽減幅の半分が実施されております。令和2年4月から保険料軽減の完全実施を行うこととなりまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令におきまして、具体的な軽減に係る基準が示されております。

1 ページ、第2条の保険料率について改正するものでございます。

別途説明資料を配付してございますので、それをご覧いただきたいと思っております。

1番、保険料率につきまして、1号被保険者65歳以上の保険料率でございますが、第5段階の保険料率を1とした場合、第1から第9段階の保険料率が表のとおり決められているわけでございます。これは、所得の水準に応じまして9段階で保険料の額が設定されているところです。今回の保険料の軽減の対象は、第1段階から第3段階の世帯員全員が村民税非課税世帯の世帯であります。本来の保険料率は、第1段階は0.5でございますけれども、平成30年度まで0.45で来てございます。令和元年度に0.375に軽減されまして、今年度は0.3に軽減されるというものでございます。第2段階、第3段階につきましても、この表のとおりでございます。

続きまして、保険料の年額について説明させていただきます。2の保険料の額でございますが、第1段階から第3段階までの保険料が、令和2年度から一番右側の列にある金額に軽減されるものでございます。

軽減額の総額でございますけれども、総額の見込みといたしましては、3番の軽減額の表の一番下の合計欄でございますが、右から2列目、軽減額の総額でございます。1,023万1,000円と見込ん

でおります。この経費の財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1負担することとなるものでございます。

この条例の改正につきましては、保険料の適用につきましては、令和2年度分の保険料から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第40号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第40号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第40号は、関川村一般会計補正予算（第2号）でございます。

これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言、そして県の営業自粛を受けて協力をいただいた旅館や飲食店につきましては、相当の打撃を受けているのが実態でございます。県では、協力事業者に対しまして、10万円の協力金を交付することで申請受付が始まっておりますが、村としましても、15万円の協力金を上乘せをいたしまして、経営を続けるための支援をしたいと考え、

今回補正をお願いするものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第2号の補正予算について説明させていただきます。

360万円を追加いたしまして、予算総額を53億240万円とするというものでございます。

8ページをお願いいたします。

今回、この協力金の対象といたしますのは、4月24日から5月6日の間、県の休業等の要請に協力いたしました村内の旅館、飲食店等ということでございます。算出根拠といたしましては、15万円掛ける24件ということで、360万円をこの6款の商工労働費の補助金に補正をさせていただくというものでございます。

財源につきましては、前のページ、7ページ、歳入でございますけれども、14款の国庫支出金2項の国庫補助金ということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金360万円を充てるというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 今回の商工事業振興費の360万、15万掛ける24件分ということでしたが、温泉旅館の休業の協力金に伴い、固定費をそれぞれ15万を限度としてお支払いするという内容のところではよろしかったでしょうか。確認です。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今回は、あくまでも休業に協力していただいた皆さんへの協力金という格好でございまして、前回の議会の中で固定費についての助成についてはご審議をいただいたところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 前回のものと別個で15万掛ける24件ということでよかったですか。はい、ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第41号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第9、議案第41号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第41号は、国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、傷病手当の支給に関する経費を追加するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、説明させていただきます。

議案第41号でございます。

歳入歳出総額にそれぞれ100万円を追加いたしまして、総額を5億9,700万円とするものでございます。

205ページからご覧いただきたいと思っております。

先ほど議決していただきました国民健康保険税条例に基づきまして、傷病手当金を支給することとなりました。それに伴いまして、見込計上ではありますけれども100万円を歳出予算に追加いたします。この財源につきましては、国の交付金が全額充当されるということで、歳入でも100万円追加させていただくものでございます。

以上です。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。小澤さん。

○5番(小澤 仁君) 今ほどの説明で、見込計上ということだったんですけれども、報道等では村上・岩船管内、関川村、粟島浦村から感染者はまだ出ていないということですので、これに該当す

る手当での支給はないという捉え方でよろしかったですか、今のところ。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今のところ感染者はおりませんので、該当する方はいらっしゃいません。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時53分 散 会